

## 野洲市ほほえみやす 21 健康プラン（第 3 次）策定支援業務委託仕様書

### 1. 委託業務の名称

野洲市ほほえみやす 21 健康プラン（第 3 次）策定支援業務

### 2. 業務の目的

本市では、こどもから高齢者まですべての市民がともに支えあい、すこやかに心豊かに生活できることを目指し、「野洲市ほほえみやす 21 健康プラン（第 2 次）」「野洲市食育推進計画（第 4 次）」を策定し、健康づくりを推進してきた。このようななか、これらの計画が令和 9 年度に計画の終期を迎えることから、計画の最終評価を行い、国・県の計画と整合性を図るなか、令和 10 年度からの本市における次期計画を策定する。

なお、次期計画については、野洲市ほほえみやす 21 健康プランを中心に、野洲市食育推進計画も一体的に推進・進捗管理ができるよう、統合する。

### 3. 委託業務の期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

### 4. 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、健康増進法、食育基本法等の関係法令及び国、県の指針に基づくものとする。

### 5. 委託業務の内容

#### 【令和 8 年度】

#### (1) 現状把握および現行計画最終評価

現状を把握するにあたっては、市の保健データ等を用いながら、これまでの取組実績の評価および国・県の健康づくり施策等の政策動向など健康づくりをめぐる環境変化を踏まえ、分析・整理する。

ア 地域の基本特性（人口動態等）の整理・分析

イ 疾病構造等の健康水準・現状特性の把握・分析

ウ 分野別（栄養・食生活、身体活動・運動等）の取組に関する評価

エ 健康づくりに関わる他分野の施策状況の分析・検証等

オ 地域の健康資源・特性の調査・分析

#### (2) 住民意識調査

市民の健康意識や健康状態、生活習慣などを把握するために住民意識調査を行う。現計画を策定した際に行ったアンケート結果と比較分析し、現計画の評価を行い、次期計画策定の基礎資料とする。

ア アンケート調査票の設計および回収結果のデータ入力、集計・分析を行い、調査結果報告書として取りまとめを行う。

イ 単純集計のほか、分析に必要なクロス集計、自由回答の取りまとめを含めて行い、市の現状や課題などを抽出・把握をし、計画策定のための基礎資料となるものと位置付ける。

ウ 調査対象区域は市全域とし、調査の対象および対象者数は一般市民 15 歳以上 2,000～3,000 名程度とする。なお、対象者数については、基礎資料としての信頼性を確保する観

点から、期待される回収率を踏まえ、受託者が最適な数を提案し、市と協議の上で決定すること。

エ アンケートの回答方法は、郵送での返信のほかにインターネット上での回答も可能とする。

(3) 令和8年度野洲市ほほえみやす21健康プラン推進委員会への出席

(令和8年度 庁内・庁外とも約2回程度) ※必要に応じて野洲市食育推進委員会にも出席

ア 会議開催に係る内容協議、資料作成および議事録作成

#### 【令和9年度】

(1) 野洲市ほほえみやす21健康プラン推進委員会開催支援および出席

(令和9年度 庁内・庁外とも約4回程度) ※必要に応じて野洲市食育推進委員会にも出席

ア 会議開催に係る内容協議、資料作成および議事録作成

イ 関係団体・機関、庁内部署に対するヒアリングの実施

(ア) 調査表の作成

(イ) ヒアリングの実施 約20団体(5日間程度)

(ウ) ヒアリング実施結果の取りまとめ

(2) 現状把握

現状を把握するにあたっては、市の保健データ等を用いながら、これまでの取組実績の評価および国・県の健康づくり対策等の政策動向など健康づくりをめぐる環境変化を踏まえ、分析・整理する。

ア 地域の基本特性(人口動態等)の整理・分析

イ 疾病構造等の健康水準・現状特性の把握・分析

ウ 分野別(栄養・食生活、身体活動・運動等)の取組に関する評価

エ 健康づくりに関わる他分野の施策状況の分析・検証等

オ 地域の健康資源・特性の調査・分析

(3) 基本理念・施策の体系・重点目標・数値目標等の将来推計と設計

現行計画の評価を基に、健康水準・健康課題、各調査結果をふまえ、基本理念、施策の体系、重点目標等を明確にするとともに、目標年度における計画対象者等の推計を行い、各施策・事業の目標数値を設定する。施策・事業の目標値設定に当たっては、同時期に策定される国および県の関連計画や既存計画の目標数値との整合性を図る。

(4) 計画骨子案・素案の作成

以上の調査分析および検討結果をふまえるとともに、各種会議での議論や関係機関との協議・調整を図ったうえ、計画の骨子案・素案の取りまとめを行う。

- ・基本的方向性の検討
- ・骨子案の作成
- ・素案の作成
- ・パブリックコメントの支援
- ・計画書の編集・校正

(5) 計画書および概要版の作成

計画書および概要版の企画・デザイン・編集・校正・修正等を行う。編集にあたっては、市民にわかりやすく読み手の興味を引くデザイン・構成に配慮することとする。

## 6 成果物

## 【令和8年度】

### (1) 住民意識調査結果報告書

ア 紙媒体（ファイル綴じ） 1部

イ 電子データ（ワードまたはエクセル形式） 一式（CD-R で提出のこと）

※納期限は住民意識調査実施後2か月以内とする。

### (2) 現行計画の最終評価報告書

ア 紙媒体（ファイル綴じ） 1部

イ 電子データ（ワードまたはエクセル形式） 一式（CD-R で提出のこと）

※納期限は令和9年3月31日とする。

## 【令和9年度】

### (1) 次期健康関連計画

ア 計画書本編 A4判 表紙フルカラー、本文1色刷り 150頁想定、250部

イ 計画書概要版 A3判 カラー刷り 1,000部

ウ 計画書電子データ（ワードまたはエクセル形式） 一式（CD-R で提出のこと）

### (2) 計画策定に関し、作成した基礎資料

ア 紙媒体（ファイル綴じ） 1部

イ 電子データ（ワードまたはエクセル形式） 一式（CD-R で提出のこと）

## 7. 個人情報保護及び情報セキュリティ対策

受託者は、本業務の遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令並びに市の定める野洲市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）及び野洲市の情報の保護と安全に関する規則（平成18年規則第52号）等を守り、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

### ア データの授受

市が提供するデータの引渡し場所は、健康福祉部健康推進課とし、個人情報を含む電子媒体及び紙媒体の授受は、書面により市及び受託者が相互に確認すること。

### イ データの運搬

個人情報を含む紙媒体及び電子媒体を移送する場合は、物理的損傷や紛失から保護するために、鍵付きケース等に格納して目的地へ直行すること。

また、電子媒体については、暗号化又はパスワードの設定を行う等の保護措置を講じること。

### ウ データの返還又は廃棄

市が提供したデータは、本業務の遂行上不要となった時点で速やかに返還し、又は復元が不可能な方法で廃棄すること。当該データを廃棄した場合は、受託者は市に対し書面により廃棄記録を提出すること。

## 8. 成果品の帰属

受託業務における提供資料、成果品、その他関係書類等は、すべて野洲市に帰属するものであり、受託者は、野洲市の許可なくこれを外部に提供等してはならない。

#### 9. 契約不適合責任

本契約が完了し、成果物が納入された後、契約目的物が種類又は品質に関して、契約の内容に適合しない場合、受託者の責任において、これを訂正すること。

#### 10. 委託料の支払い方法

令和8年度については、住民意識調査結果報告書および現行計画の最終評価報告書の納品、令和9年度については、計画書および概要版の納品を市が確認した後に、受託者の支払い請求書に基づき、請求のあった日から起算して30日以内一括して業務委託料を支払う。

#### 11. その他

受託者は、市担当課と連絡調整を緊密に行い、担当課からの求めに応じ、専門的な立場でアドバイス等の支援を行い、健康づくり施策について提言すること。

今後新たに国や県より計画策定に関する指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とすること。

本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、または本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合、本市と受託者間で協議の上定めるものとする。